

令和9年4月採用 第2回募集 高浜市職員採用候補者試験（経験者枠）実施要項

高浜市は、職員採用候補者試験を次のとおり実施します。

1 職種、採用予定人数、受験資格等

職 種	試験 区分	採用予定 人 数	受 験 資 格	
			年齢・学歴等	免許・資格等
経験者枠 ※経験者枠の方は専門試験を免除します。				
土 木 技術職 (経験者枠)	大学卒 短大卒	若干名	昭和51年4月2日以降に生まれた方で、土木系の課程を履修し4年制大学・短期大学(注 1)を卒業した方で、民間企業等(官公庁を含む)において、5年以上の土木に関する実務経験を有する方。(経験は受験申込日時点とする) ※経験としては休職・育児休業等の期間を除く	土木系の課程を履修した方。
建 築 技術職 (経験者枠)	大学卒 短大卒	若干名	昭和51年4月2日以降に生まれた方で、建築系の課程を履修し4年制大学・短期大学(注 1)を卒業した方で、民間企業等(官公庁を含む)において、5年以上の建築に関する実務経験を有する方。(経験は受験申込日時点とする) ※経験としては休職・育児休業等の期間を除く	建築系の課程を履修した方。
保育士・ 教諭職 (経験者枠)	短大卒	若干名	昭和51年4月2日以降に生まれた方で、短期大学(注1)以上を卒業し、保育士資格および幼稚園教諭免許を有する方で、保育園、幼稚園または認定こども園において正規の保育士または幼稚園教諭として5年以上の経験がある方(経験は受験申込日時点とする) ※経験としては休職・育児休業等の期間を除く	保育士資格及び幼稚園教諭免許を有する方。

(注)短期大学には、高等専門学校、課程終了後の専門士の称号が付与される専修学校専門課程を含みます。

- 複数の職種や2つ以上の区分を併願することはできません。
- 合格者は、採用試験候補者名簿に登載し、令和9年4月1日に採用の予定です。ただし、採用時に学歴・資格を有していない場合は、失格となります。
- 提出書類は、理由を問わず返却をしません。
- 車椅子、拡大読書器等の使用等、身体等の事情により特に配慮が必要となる事項がある場合は、志願書提出時に相談してください。
- 採用後は、試験受験時とは異なる職種の業務を行っていただく場合があります。また、採用後半年間は条件付採用期間となり、その間一定の勤務日数があり、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になります。
- 地方公務員法第16条に定められている欠格条項に該当する方は受験できません。
- 保育士・教諭職に関する特記事項
 - ・本業務に従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
 - ・特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、市の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
- ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

2 試験方法

職 種	試 験	期 日	時 間	会 場	合格発表	発表方法
土木技術職 建築技術職 (大学卒・短大卒) (経験者枠)	第1次試験 集団面接	個別に通知します。			11月 上旬	本人宛てに 郵送にて通 知します。
	第1次試験 適性試験					
	第2次試験 個別面接	11月19日(木)	個別に通知 します。	市役所 会議棟	12月 中旬	
保育士・教諭職 (短大卒) (経験者枠)	第1次試験 実技試験	10月7日(水)	時間、会場は、個別に通知 します。		11月 上旬	本人宛てに 郵送にて通 知します。
	第1次試験 適性試験	10月7日(水) 又は 10月18日(日)	時間、会場は、個別に通知 します。			
	第2次試験 個別面接	11月19日(木)	個別に通知 します。	市役所 会議棟	12月 中旬	

※ 試験、期日、時間・会場等について変更となる場合がありますのでご了承ください。志願書等提出後に変更となった場合は、個別に通知します。

3 受験申込手続

(1) 申込方法

①準備	用意するもの ・インターネットに接続されたパソコン(Word データが編集可能であること。) ・受験票を印刷するためのプリンター ・顔写真の電子データ <table border="1"> <tr> <td>顔写真の電子 データの要件</td><td> ・縦横比4:3程度 ・ファイル形式は「png」「jpeg」「jpg」等で、10MB 以内 ・無背景、上半身、脱帽、正面向で撮影してください。 ・3か月以内に撮影したもので、本人と確認できるものに限りします。 </td></tr> </table>	顔写真の電子 データの要件	・縦横比4:3程度 ・ファイル形式は「png」「jpeg」「jpg」等で、10MB 以内 ・無背景、上半身、脱帽、正面向で撮影してください。 ・3か月以内に撮影したもので、本人と確認できるものに限りします。
顔写真の電子 データの要件	・縦横比4:3程度 ・ファイル形式は「png」「jpeg」「jpg」等で、10MB 以内 ・無背景、上半身、脱帽、正面向で撮影してください。 ・3か月以内に撮影したもので、本人と確認できるものに限りします。		
②申込書類 の作成	市公式ホームページより、申込書類をダウンロードし、必要事項を入力してください。 「高浜市職員採用情報」 https://www.city.takahama.lg.jp//soshiki/jinji/33676.html 〔申込書類〕 (1) 高浜市職員採用候補者志願書(Word 形式) (2) エントリーシート(Word 形式) (3) 実務経験申出書 ※ (1)の志願書には、受験者の顔写真データを写真貼付欄に貼付(配置)してください。		
③電子申請	下記の URL(二次元コード)又は市公式ホームページから電子申請サイトにアクセスし、必要事項を入力、②で作成した申込書類のデータ(Word 形式)を添付し、送信する。(送信通知メールが自動送信されます。※p.5 の通知メール例参照) 「電子申請サイト otetsuzuki<オテツヅキ>」 https://otetsuzuki.jp/takahama-city ⇒「手続きカテゴリ」の「職員採用」から入力フォームにアクセス		

④受験案内・ 受験票の 受領	申込内容の審査完了後、「受験案内」及び受験番号等を記載した「受験票」を「電子申請サイト otetsuzuki<オテツヅキ>」上で送信します。（※p.5 の通知メール例参照） なお、受験資格を有しないことが判明した場合や書類選考（事務職のみ）において不合格となった場合は、その旨を連絡し、受験票は交付しません。 <u>受験票は印刷し、試験当日に持参してください。</u> 9月16日（水）までに受験案内等が届かない場合は、秘書人事グループへお問合せください。
----------------------	--

(2) 受付期間

令和8年9月9日（水）まで

(3) その他提出書類

次の書類を持参又は郵送により提出してください。

提出が 必要な方	第1次試験合格者の方	第2次試験合格者（最終合格者）の方
提出書類	- 卒業（見込）証明書（令和8年4月以降発行のもの） - 成績証明書（令和8年4月以降発行のもの） - 免許・資格の写し（取得見込の場合は、資格取得見込証明書（提出可能な方のみ））	勤務先等が発行する職務証明書
提出期限	◎第2次試験（個別面接）の日まで 令和8年11月19日（木）までに提出	◎採用日まで 令和9年4月1日（木）までに提出

4 試験内容

職 種	区分	内 容		時間	備 考
土木・建築 技術職 (経験者枠)	1次	適性試験	クレペリン検査	55 分	
		面接試験	集団面接を予定	60 分	
	2次	面接試験	自己PR及び個別面接	15 分	
保育士・ 教諭職 (経験者枠)	1次	適性試験	クレペリン検査	55 分	
		実技試験	保育に関する実技等	120 分	
	2次	面接試験	自己PR及び個別面接	15 分	

5 給与

(1) 初任給及び期末・勤勉手当

令和8年4月1日現在

試験区分	初任給(地域手当を含む。)	ボーナス(期末・勤勉手当)	
大学卒	256,608円	6月期	12月期
短大卒	236,952円	2. 325月	2. 325月

(注) 大学卒の方が、試験区分 短大卒の職種を受験された場合は、大学卒の初任給ではなく短大卒の初任給に一定の加算が行われます。

※ 勤務経験等を有する場合には、初任給に一定の加算が行われます。
 ※ 採用初年度の期末・勤勉手当は、在職期間等により支給率が減額されます。

(2) その他の手当

扶養手当、通勤手当、住居手当等が高浜市の条例・規則に基づき支給されます。

※ 初任給などは、今後、法令等の改正により変更となる場合があります。

【参考】 職員の平均給与月額及び平均年齢（令和6年4月1日現在）

区分	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	374,384円	39歳 8か月

※この表は高浜市職員の平均給与月額の公表資料となり、あくまで参考額となります。初任給は従事していた職務内容、期間など勘案した上で決定されます。

6 勤務内容等

(勤務時間・休日・休暇)

勤務時間	月～金曜日 8時30分から17時15分まで(7時間45分)
休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始
年次有給休暇	1年度につき20日間
病気休暇	負傷または疾病により療養を要する場合の有給の病気休暇
特別休暇等	結婚休暇、産前産後休暇、忌引休暇、夏季休暇など

※ 勤務時間及び休日は、勤務場所によって異なる場合があります。

(福利厚生)

健康診断	毎年定期的に、指定医療機関にて実施します。
共 済	愛知県市町村職員共済組合に加入しており、病気、けが、出産などに対して各種給付や手当金が受けられるほか、住宅や物品の購入あるいは結婚、入学などに要する資金の貸付が受けられます。
互 助 会	職員の相互扶助及び福利増進を目的とした高浜市職員互助会を設置しており、各種給付、貸付、その他の福利厚生が受けられます。

7 令和7年度実施 職員採用候補者試験の応募状況(10月実施分)

職 種	採用予定者数	応 募 者 数	倍 率
土木技術職(経験者)	若干名	0名	—
建築技術職(経験者)	若干名	0名	—
保育士・教諭職(経験者)	若干名	0名	—

詳細は、高浜市役所 秘書人事グループ(市役所2階28番窓口)までお問い合わせください。

〒444-1398 高浜市青木町四丁目1番地2

TEL(0566)95-9505(直通) E-mail: jinji@city.takahama.lg.jp

市公式ホームページ <https://www.city.takahama.lg.jp/>

<参考>「電子申請サイト otetsuzuki<オテツヅキ>」 申込時の通知メールの例

○申込完了の通知

件名: 申請を受け付けました

▼▼————— 高浜市 ———

高浜市 からのお知らせ

—————▼▼
ご申請いただきありがとうございます。

下記の内容にて申請を承りました。

—————
手続き : 第2回高浜市職員採用候補者試験 受験申込

照会番号 : *****

照会パスワード : *****

—————
下記 URL から照会番号とパスワードを入力し、申請を確認できます。

https://*****

○受験案内・受験票送付の通知

件名: 申請に対して書類が交付されました

▼▼————— 高浜市 ———

高浜市 からのお知らせ

—————▼▼
下記の申請に対して書類が交付されました。

—————
手続き : 第2回高浜市職員採用候補者試験 受験申込

照会番号 : *****

照会パスワード : *****

—————
交付された書類については照会ページからダウンロードしてください。

—————
https://*****

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの